

8月5日、第30回あるべき税制委員会が経団連会館で開催されました。今回は、経済産業省の粕谷企業行動課長から、別添の資料に基づき、「グループ税制」の検討についてお話をいただきました。

粕谷氏の説明を要約すると以下のとおり。

「資本に係る取引等に係る税制についての勉強会 論点とりまとめ」（平成21年7月）が公表された。基本的な問題意識は、「グループ経営の実態として、100%子会社化などによる経営が進展している実態が広くみられる中で税制においては、会社法等関連諸制度の整備に対応して、組織再編税制（2001年）、連結納税制度（2002年）等が整備されてきたが、さらに新会社法、組織再編制度、連結会計制度等を背景として、グループ法人の一体的運営が加速している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現できるよう、税制のあり方について検討する必要がある」というものである。

グループ経営の実例をみると、意志決定の迅速化や事業執行の責任の明確化を図るために事業部門を分社する場合 持株会社設立を通じた経営統合や、一体性強化のための完全子会社化によりグループ内再編を進める場合などがみられる。最近では、単なる分社化ではなく、関連会社を100%子会社化してグループ経営を強化する企業が増大し、各会社の独立性を生かしながらグループ統合のメリットを追求する傾向が顕著となっている。

資本に係る取引等の実態と税制のあり方については、平成13年の金庫株の解禁等、会社法等の制度改正により、自己株式の取得や組織再編成が増加しているが、最近の実態を踏まえ、税制のあり方を検討する必要がある。その際、租税回避行為の防止もあわせて検討する必要がある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。